

## 1. 待機児童解消に向けた取組について

### (1) 新待機児童ゼロ作戦の推進について

保育所の待機児童については、待機児童ゼロ作戦の推進等により、改善傾向にあったものの、平成20年4月には5年ぶりに増加に転じ、依然として都市部を中心に、約2万人が存在している。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた仕事と生活の調和やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、平成20年2月には、保育所等の待機児童の解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を策定し、平成20年度から平成22年度までの3年間を集中重点期間として、取組を進めることとしている。

具体的な目標値としては、昨年12月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議によって策定された「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において10年後（2017年）の達成水準として設定された、保育サービス（3歳未満児）の提供割合38%を掲げている。

各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務付けられている市区町村（特定市区町村）においては、保育所整備のほか、家庭的保育事業や定員の弾力化等の施策を積極的に活用し、こうした関連施策の活用を含め適切かつ具体的な計画を策定するなど、地域住民における保育ニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

なお、民間保育所の施設整備については、これまで次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）により、各市町村の整備計画に基づく整備の推進を図ってきたところであるが、今般の平成20年度第2次補正予算に計上した「安心こども基金（仮称）」により平成22年度までの保育所整備の促進を図ることとしている。

### (2) 児童福祉法に基づく保育計画について

児童福祉法に基づく保育計画の策定については、平成20年4月1日に新たに特定市区町村及び特定都道府県となった市区町村及び都道府県は、今年度中に保育計画を策定しなければならないこととされている。当該市区町村及び都道府県においては、現在、保育計画策定の最終段階であると考えているが、引き続き次の点にご留意をお願いする。

① 特定市区町村においては、市区町村保育計画を定め、これを公表す